

新型コロナウイルス感染症の 対応について

昨年12月から新型コロナウイルスが中国を感染源として世界中に拡散しており、日本国内でも患者が発生し全国で増加しております。2月22日には、東京都内の老健施設の職員（運転手）の感染事例が発生しました。

それを受けて、令和2年2月24日に厚生労働省から、新たな通知（介護保険最新情報 vol.768,769）が発出されましたので、内容に沿って、緊急に対応をお願いします。

1. 新たに対応しなくてはならないこと

(1)施設職員（事務職や、送迎を行う職員等、事業所の全ての職員やボランティア等を含む）に関して

①出勤前に自宅で検温し管理者に報告

②施設入館前に再度検温

※37.5度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は出勤停止としてください。

(2)利用者に関して

①入所者

・新規入所者及び短期入所利用者

入所前に検温し37.5度以上の発熱が無いこと、呼吸器症状が無いことを確認してください。

・入所者

37.5度以上の発熱、呼吸器症状が2日以上続く場合は、速やかに適切な診察の元、加療を行ってください。

さらに、37.5度以上の発熱、呼吸器症状が4日以上続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

②通所サービス利用者

送迎車に乗車前に検温し 37.5 度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は利用を断ってください。

③訪問リハビリテーション

職員及び利用者本人や同居する家族が発熱、呼吸器症状が無いことを確認のうえ、サービスを提供してください。

(3)委託業者に関して

施設内に立ち入る場合については、検温し 37.5 度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は、施設内の立ち入りを禁止してください。

(4)家族等の面会について

①基本的には制限してください。

②看取り等、緊急やむを得ない場合は、検温を行ったうえで許可してください。

2. 全般的に注意すること

(1)マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット、アルコール消毒等の徹底をしてください。

(2)職員において過去に発熱が認められた場合、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善するまでは出勤させない。また、このような職員については、継続して健康管理に留意してください。

(3)発熱や呼吸器症状がある利用者を施設内で加療する場合、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（改訂版）」のインフルエンザの項に準じて対策を講じてください。

具体的には、

- ・疑いがある利用者等を原則個室に移すこと。
- ・個室が足りない場合については、同じ症状の人を同室とすること。
- ・疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
- ・罹患した利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。

【参考】

高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

公益社団法人全国老人保健施設協会

<http://www.roken.or.jp/>